

介護予防支援の指定拡大に伴う 事務手続きについて

令和 6 年 8 月
北九州市保健福祉局地域福祉推進課

※ 4 月 9 日開催の説明会資料と併せてご確認ください。

1

介護予防支援の指定拡大に伴う手続きについて

- (1) 地域包括支援センターから一部委託を受けている利用者を介護予防支援事業者に担当変更する場合
- (2) 新規に介護予防支援の利用者を担当する場合

2

- (1) 地域包括支援センターから一部委託を受けている利用者を
介護予防支援事業者に変更する場合

①解約届を受領（利用者へ説明）

介護予防支援の指定を受けた居宅介護支援事業者として、担当変更の旨を利用者に説明し、同意を得る。

※市と利用者の契約を終了するため、利用者から解約届を受領してください。
(スライド5)

②届出

介護予防サービス計画作成依頼届出書を指定介護予防支援事業者として提出
(介護保険証の届出欄に介護予防支援事業所である居宅の名称が記載される)
同時に資料提供申出書を提出し審査会資料を受領(保健福祉課介護保険担当窓口)

③契約

新たに利用者と居宅介護支援事業者間の契約を締結する。

※本市では、介護保険最新情報Vol.1260記載の「包括的な委託」は適用しません。

※担当を変更する月の末日までは、市と利用者が契約をしているため、契約開始日にご注意ください。

(例) 8月1日に担当変更する場合、7月31日までは、市と利用者が契約
をしているため、居宅介護支援事業者と利用者の契約開始日は8月1日。

- (1) 地域包括支援センターから一部委託を受けている利用者を
介護予防支援事業者に変更する場合

④ケアプラン作成（地域包括支援センターによる原案確認不要）

新たにケアプランを作成する。

※ケアプランの様式については、厚生労働省より例示された様式がありますが、本市の様式を使用しても差し支えありません(スライド6)。

※担当者会議については、照会等の対応を可能とします。

⑤請求

介護報酬として指定介護予防支援事業者である居宅介護支援事業者が直接
国保連に請求する。

⑥ケアプラン返却

業務委託関係書類(ケアプラン等)は地域包括支援センターに返却する。

※返却時、解約届を提出してください。

※審査会資料について、経過措置対応として電子申請にて居宅届出を行った利用者については、地域包括支援センターが処理後、再度居宅介護支援事業者にお渡しします。

解約届について

令和 年 月 日

解約届

北九州市長 様

<利用者>
住所

氏名 印

北九州市介護予防支援・介護予防支援事業（ケアマネジメント）契約について、
下記のとおり契約の解約を届け出ます。

記

1 契約解約年月日 令和 年 月 日

2 解約の理由
指定介護予防支援事業者である指定居宅介護支援事業者が提供する介護
予防支援に関する契約を締結するため。

令和6年6月「北九州市介護予防支
援・介護予防支援事業（ケアマネジメ
ント）契約書」の様式を変更しました。

旧様式の契約書は、指定介護予防支援
事業者である居宅介護支援事業者と契
約を締結した場合、市と利用者の契約
を終了する様式となっていない。

市と利用者の契約を終了する必要があるため、解約届が必要となります。
（様式は、市ホームページに掲載）

5

ケアプラン作成（地域包括支援センターによる原案確認不要）

※ケアプランの様式については、厚生労働省より例示された様式がありま
すが、本市の様式を使用しても差し支えありません。
※担当者会議については、照会等での対応を可能とします。

- ・厚生労働省例示については、下記URLからご確認ください。
令和6年度介護報酬改定について
介護予防支援業務に係る関係様式例の提示について
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_38790.html



令和6年度介護報酬改定について

政策について

- ・ ☒ (別紙様式1) 訪問看護計画書 [29KB]
- ・ ☒ PDF 介護予防支援業務に係る関係様式例の提示について [172KB]
- ・ ☒ W (様式例1) 利用者基本情報 [64KB]
- ・ ☒ W (様式例2) 介護予防サービス・支援計画書 [35KB]
- ・ ☒ X (様式例3・4) 介護予防支援経過記録、介護予防支援・サービス評価表 [38KB]
- ・ ☒ PDF 介護予防サービス計画作成依頼（変更）届出書の様式について [48KB]
- ・ ☒ W (別紙1) 介護予防サービス計画作成依頼（変更）届出書 [89KB]
- ・ ☒ PDF 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第3条の37第1項に定める介護・医療連携

6

ケアプラン作成（地域包括支援センターによる原案確認不要）

※福祉用具を利用している場合※

福祉用具貸与・販売の選択制の導入に伴い、ケアプランを作成する際、選択制の対象福祉用具の提供に係る利用者等への説明及び提案が必要となります。

- ・指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準について（平成18年3月31日老振発0331003号、老老発0331016号）に記載されている解釈通知をご確認ください。

厚生労働省のホームページに掲載されています。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_38790.html

基準省令に関する通知（解釈通知等）

<解釈通知（居宅）>

☐ PDF 指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について [1.4MB]

・ ☒ (別紙1) 協力医療機関に関する届出書 [49KB]

<解釈通知（地密）>

☐ PDF 指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について [1.1MB]

・ ☒ (別紙3) 協力医療機関に関する届出書 [49KB]

<解釈通知（居宅介護支援等）>

☐ PDF 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について [521KB]

<解釈通知（介護予防支援等）>

☐ PDF 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準について [548KB]

<解釈通知（介護者（福祉施設））>

ケアプラン返却

通常の返却の流れと同様ですが、経過措置対応として電子申請にて居宅届出を行った利用者については、以下の点が異なります。

- ① なるべく予約システムで返却予約を行う際、以下の通り、入力ください。

プラン種別：その他

備考：指定

- ② 審査会資料を持参していただきますが、地域包括支援センターが処理後、再度居宅介護支援事業者にお渡しします。

原案確認スケジュール予約

日付*	開始時刻*	終了時刻*
2024-05-24	09:00:00	09:30:00

被保険者番号*	利用者氏名*
数字10桁を入力して下さい	

プラン種別*	備考
その他	指定

☒ 確認

(2) 新規に介護予防支援の利用者を担当する場合

契約

利用者と介護予防支援の指定を受けた居宅介護支援事業者間の契約

届出

介護予防サービス計画作成依頼届出書を指定介護予防支援事業者として提出
(介護保険証の届出欄に介護予防支援事業所である居宅の名称が記載される)
同時に資料提供申出書を提出し審査会資料を受領(保健福祉課介護保険担当窓口)

ケアプラン

指定介護予防支援事業者である居宅介護支援事業者がケアプランを作成する。
※ケアプランの様式については、厚生労働省より例示された様式がありますが、
本市の様式を使用しても差し支えありません。

請求

介護報酬として指定介護予防支援事業者である居宅介護支援事業者が直接
国保連に請求する。

9

指定を受けて介護予防支援を実施する場合の留意点

○は一部委託を受けている場合に可能

	介護予防ケアマネジメント (介護予防支援事業)	介護予防支援
一部委託	○	○ ②
指定	× (地域包括のみ)	③ ◎ (指定居宅も可能)

①委託として実施する場合

ケアマネジメントの種別が月ごとに変わっても現行と同じ。
(契約書等の取直しは不要。実績提出書類を調整)

②介護予防支援のケアプランについて、担当(委託⇄指定居宅)を変更する場合

今回の指定居宅介護支援事業者として担当変更する場合、②に該当
新たに利用者と契約、居宅変更届の提出、ケアプランの新規作成等が必要

※一部委託契約を継続している場合は、一度に全利用者の担当変更(委託→指定居宅)
をする必要はなく、ケアプラン期間の終期にあわせて担当変更が可能。

10

指定を受けて介護予防支援を実施する場合の留意点

○は一部委託を受けている場合に可能

	介護予防ケアマネジメント (介護予防支援事業)	介護予防支援
一部委託	○	○ ②
指定	×	③ ◎
	(地域包括のみ)	(指定居宅も可能)

③ケアマネジメント種別の変更

新たに利用者と契約、居宅変更届の提出、ケアプランの新規作成が必要。

【介護予防支援→介護予防ケアマネジメントになった場合】

- ・委託を受けている事業所については、契約書等の書類一式提出、居宅変更届、ケアプラン作成等の一連の事務が必要。**※地域包括支援センターのケアプランの原案確認が必要。**
- ・委託を受けていない事業所については、地域包括支援センターまたは委託を受けている事業所へ担当変更を依頼。介護予防支援のケアプラン料の請求は出来ず、介護予防ケアマネジメントの委託料の支払も不可。

11

担当変更前に 必ずご確認くださいこと

- ・介護予防支援の契約を地域包括支援センターから指定介護予防支援事業者である指定居宅介護支援事業者に変更する場合、**利用者に十分に説明し、理解を得た上で契約し、解約届を受領してください。**
- ・地域包括支援センターへの返却等、漏れのないよう、ご対応をお願いいたします。
- ・**業務委託を受けていない場合**、介護予防支援から介護予防ケアマネジメントに**ケアプランの種別が変更になった場合の対応を事前に決めておく**ようお願いいたします。

【問合せ先】

保健福祉局地域福祉推進課
TEL：093-582-2060

12